

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11) <u>設備規則第四十九条の二十四第六項第一号に規定する技術基準</u></p> <p>(12) <u>設備規則第四十九条の二十四第六項第二号に規定する技術基準</u></p> <p>(13)～(16) （略）</p> <p>六～十 （略）</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11) <u>設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準</u></p> <p>(12)～(15) （略）</p> <p>六～十 （略）</p>